

美瑛町自殺対策計画について

現行計画

平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされ令和2年3月に策定。

計画期間

令和2年度から令和6年度（5年間）

自殺者数・自殺死亡率

	美瑛町自殺者数	美瑛町自殺死亡率 (人口10万対)	全道自殺死亡率 (人口10万対)	全国自殺死亡率 (人口10万対)
H25年～H29年	15人	28.4	19.8	18.5
H30年～R4年	12人	24.2	18.0	16.4

(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より)

性別・年代別自殺者数（5年間の合計） (人)

		～20	20～39	40～59	60～	計
H25年～H29年	男	0	4	3	4	11
	女	0	1	1	2	4
H30年～R4年	男	0	5	2	2	9
	女	0	0	0	3	3

5年間の自殺者数を13人以下（10%以上の減少）とする現計画の数値目標は達成したが、人口10万対で全道、全国と比較すると死亡率は変わらず上回っている状況。

また、この10年間の死亡者数は男性が女性の3倍近くとなっている。

次期計画の策定に向けて 計画期間：令和7年度から令和11年度（5年間）

孤立により悩みを抱え、うつ状態となり自殺に向かう場合があり、社会とのつながりが希薄化する中で、年齢を問わず社会的な問題となっている。改めて、町民一人ひとり、関係団体、行政が連携して『命』を守るための包括的支援に取り組むことが重要。

(基本方針)

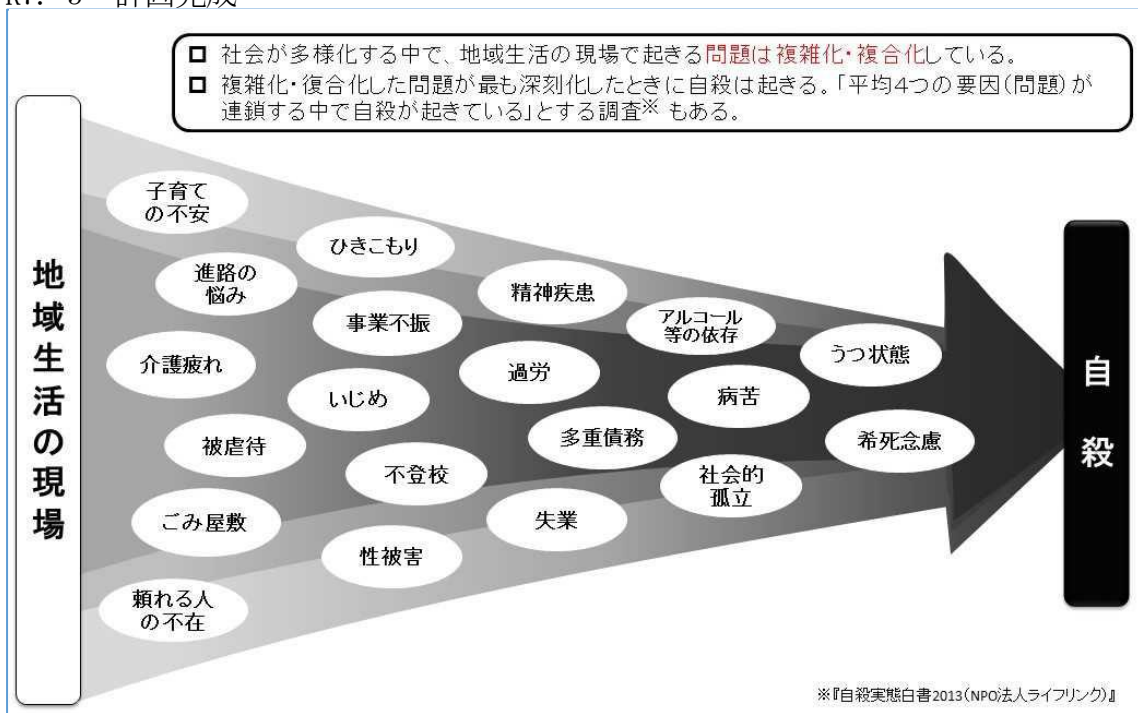
- 1 「つながり」のある地域づくり
- 2 相談支援の充実
- 3 自殺対策を支える人材の育成
- 4 町民への啓発と周知
- 5 地域におけるネットワークの強化
- 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育（次期計画に追加）

各課等で行う業務の中で、基本方針に関連するものを自殺対策における取組としている。基本方針2は、保健・医療・福祉分野が中心となるが、その他の基本方針は、他の課等においても継続的に取り組むことが重要。

各種生活相談の窓口に関する情報や、町民の安心につながる情報などは、保健福祉課と各課が共有し、広く町民に啓発・周知していく。

スケジュール

- R6.8 取組みと次期計画の策定に向けて行政内共有。各課等関連施策の整理。
- R6.10 健康と福祉のまちづくり会議 計画見直しの考え方を説明
- R6.12 議会議員協議会 計画見直しの考え方を説明
- R7.1 まちづくり委員会 計画概要を説明
- 町民パブリックコメント 計画（案）に対する意見募集
- R7.3 計画完成



【第3期美瑛町子ども・子育て支援事業計画】について

(令和7年度～令和11年度)

1. 概要

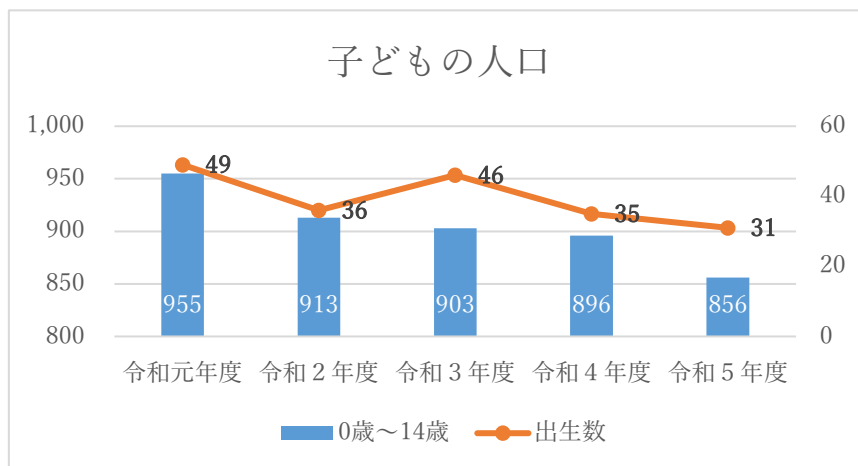
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が定める計画で、現行の第2期美瑛町子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画と子どもの貧困対策計画を包含しています。

この計画が期間終了となることから、本年3月から美瑛町子ども・子育て会議にて、見直しを検討してきました。

各種子育てサービスの利用状況や、保護者アンケートにより子育てニーズを把握し、今後5年間の確保量と対策を計画書(案)に定めます。

2. 子どもの状況(人口:住民基本台帳各年3月31日時点)

過去5年の出生数は平均39人で、直近2年は35人以下となっており、14歳以下の人口はこの5年で約1割減少している。令和5年度の人口比率は全体の9.2%程度。



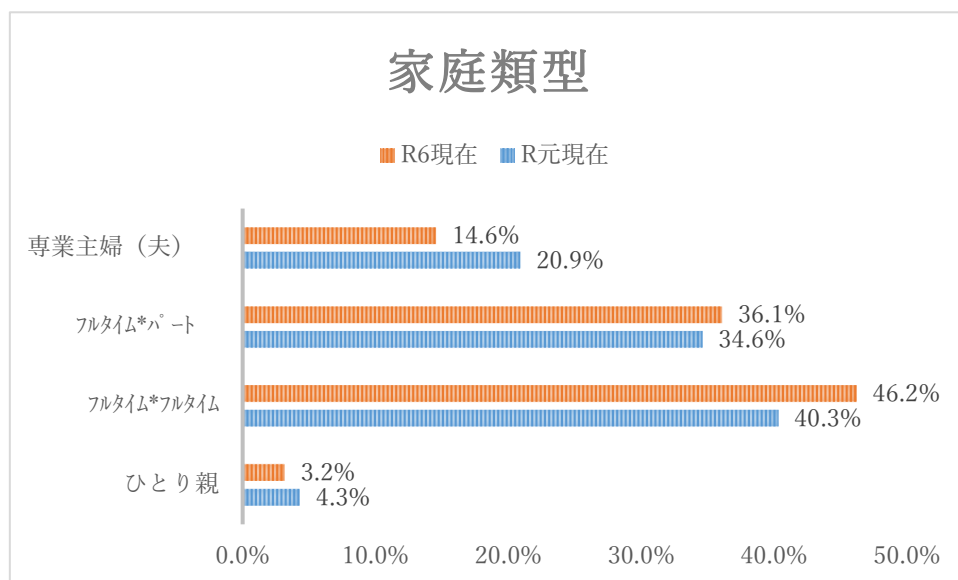
3. 育児協力者がいない世帯割合(アンケート調査による)

未就学児 R元: 18.9% → R6: 23.9% (+5.0%)

小学生 R元: 16.6% → R6: 17.4% (+0.8%)

4. 家庭類型：未就学児（アンケート調査による）

令和元年と令和6年のアンケート調査の比較で、両親共にフルタイムの家庭が約6%、フルタイムとパートの家庭が1.5%増えている。



5. 次期計画における教育・保育のニーズ量の見込みについて

ニーズ量はアンケート結果等を基に推計し、過去の利用実績を踏まえて補正している。

アンケートでは、家計に関する設問で預金なしの回答が4割を超えており、早期から両親が就労する家庭の割合が増加傾向にある。半面、育児協力者がいない世帯の割合が増えている状況にあり、少子化で子どもの人口は減るが、低年齢からの保育や学童保育等のニーズが高まっており、サービス内容の検討や量の確保が必要となるほか、地域の見守りや関わりの重要性が高まっている。

6. 今後のスケジュール

12月	子ども・子育て会議	計画（案）協議
1月	まちづくり委員会	計画（案）説明
	パブリックコメント	計画（案）意見募集
3月	子ども・子育て会議	計画完成

美瑛町障がい者福祉計画 概要版 (案)

(計画期間 令和7年度～令和16年度)

1 計画策定の背景

美瑛町では、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変わる中、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画である「美瑛町障がい者福祉計画（第3次）」を策定するものです。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念については、現計画の考え方を引き継ぎ、障がいのあるなしにかかわらず、共に社会、経済、文化等のあらゆる分野にわたって活動することを目的とする「ノーマライゼーション」の理念、障がいのある人のすべてのライフステージにおける自立と参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、すべての人々を孤独や孤立等から援護し、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」に基づき、「障がいのある人もない人も、一人ひとりが互いの人格・個性を尊重し、支え分かち合い、安心して暮らせる共生社会づくり」とし、障がいのある人が社会の中で普通の生活が送れるよう環境を整え、町民の理解を深め、障がいのある人の自立と参加を促進し、共に生きる社会の実現を推進していきます。

3 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と位置づけています。策定にあたっては、「美瑛町障がい者福祉計画（第2次）〔計画期間：平成27年度～令和6年度（2015年度～2024年度）〕の基本的な考え方を一部引き継ぎながらも、関連法の改正をはじめとする、この間の障がいのある人を取り巻く環境の大きな変化を踏まえた新たな考え方を盛り込み、美瑛町における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、「美瑛町まちづくり総合計画」、「美瑛町地域福祉計画」との整合性を図るとともに、他の関連する計画等と調整を図りながら推進します。

4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10か年計画とします。なお、社会情勢の変化等により必要がある場合は、見直しを図ることとします。

5 計画の基本目標

この計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定め、町民と行政が一体となって各種施策を計画的に推進します。

① 町民が生きがいをもって暮らせる充実したまちづくりの実現

福祉、保健、医療、教育、雇用等の関連施策との連携により、ライフステージに即した総合的な支援の推進に努め、障がいのある人一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、障がいのある人とない人の地域の中での交流やふれあいの場の確保を推進し、まちづくりへの参加による共助を進め、町民が生きがいをもって暮らすことのできる充実したまちの実現を目指します。

② 障がいのある人が安心安全に暮らせるまちづくりの実現

障がいのある人が住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを利用しながら、安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、障がい者を取り巻く社会環境や情報のバリアフリー化の推進、アクセシビリティの向上を図るとともに、地域の防災対策の充実により、誰もが安全な地域づくりを推進します。さらに、生活環境の整備等の公助や障がいのある人への理解の促進を図り、誰もが住みやすいまちの実現を目指します。

③ 障がいのある人が自分らしく暮らせるまちづくりの実現

障がいの有無にかかわらず、社会、経済、文化等のあらゆる分野にわたって活動ができる社会づくりを推進するとともに、障がいのある人の希望や障がいの特性に応じた意思決定の支援等を促進し、働ける場の充実に努めることで自助を支え、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

また、地域社会を構成する一人として、それぞれの能力を十分に発揮し、町内会等の住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化・サークル活動、スポーツ・レクリエーション活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場の環境の整備等により、社会参加の取組を推進し、障がいのある人が自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

6 各種施策の推進

基本目標に基づき、次の7つの項目により、計画的に施策を推進します。

(1) 理解と交流の促進

障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるため、町の広報等を積極的に活用して、広報・啓発活動を推進するとともに、ボランティア活動に対する支援や障がい者団体との連携を図ります。また、手話言語の理解及び普及を図るための周知・啓発活動を行うことにより、手話が独自の言語体系であることに対する理解を深め、手話を習得する機会の確保に向けた取組等を推進します。

(2) 福祉サービスの充実

障がいのある人が情報を取得し、意思疎通の手段を選択して利用する機会を確保するため、手話通訳や筆談の対応等の障がいの特性に応じた意思疎通の支援に努めるとともに、障がいのある人やその家族が抱えている悩みを解消するための相談支援体制を整え、個々の状況に応じた在宅及び施設サービスが利用できるような支援の充実に努めます。

(3) 保健・医療の充実

障がいの予防及び早期発見を図るため、健康意識の啓発や母子・成人保健の充実に努めるとともに、各種医療費助成制度の周知や医療機関等と連携したりハビリテーション提供体制の整備に努めます。また、精神疾患の予防と早期発見のため、精神保健相談の充実に努めるとともに、精神障がいのある人を含めた障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくりを推進するため、ホームヘルプサービス等の在宅支援

に努めます。

(4) 療育・教育の充実

障がいのある子どもの発達支援の充実を図るため、相談支援や通所支援等を利用者の状況に応じたサービスの提供を行うとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、早期からの一貫した支援教育を推進します。また、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努め、思いやりと助けあいの心を育てるための交流教育を推進します。

(5) 雇用・就労の支援

障がいのある人の雇用機会の拡大を図るため、障がい者雇用に関わる各種制度の周知や情報提供を行うとともに、就労支援事業所と連携を図り、職場実習の機会を確保するなど就労への支援に努めます。あわせて、就労支援事業所等への通所支援を行うなど福祉的就労機会の拡大に努めます。

(6) 生活環境の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、社会の中にある様々なバリア（障壁）を取り除いていくことが必要であり、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化はもちろんのこと、住宅環境の支援、公営住宅や道路・公園の整備を推進します。また、障がいのある人の社会参加の機会を増やすため、移動手段の充実を図るとともに、災害時に適切かつ迅速に避難誘導ができるよう地域住民や関係団体と連携し、避難支援のための体制整備に努めます。

(7) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動の振興

障がいのある人のスポーツへの関心を高めるため、障がい者スポーツ大会への参加拡充を図るとともに、スポーツを通じて交流を深めることができるよう「スポーツ交流会」を実施します。また、芸術作品や演劇等を鑑賞するなどの機会の確保し、障がいのある人が生きがいを持って日常生活を送ることができるよう支援に努めます。

美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思
疎通の総合的な支援に関する条例（案）

前文

全ての人は、自分の生活に関わるさまざまな人と交流し、多様な関係をつくる中で、自分らしい豊かな生活を送る権利を有しています。しかし、現実には、多くの障がい者が意思疎通の手段を選択する機会や情報の格差により社会への参加が制限され、自分に与えられた権利も行使することが困難な状態におかれています。

中でも、手話は、ろう者がこれまで自己の生活を営むための第一言語として大切に育んできましたが、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」で手話が言語として位置づけられた現在も、手話がろう者にとって生活を営む上で必要不可欠な言語であること及びろう者と手話が共に歩んできた長い歴史があることに対する理解が社会的に深まっているとは言い難い状況です。

このような状況を踏まえ、本町においては、手話言語の理解及び普及を図るとともに、手話のほか、要約筆記、点字、音訳、拡大文字、平易な又は具体的な表現等あらゆる障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段が、障がい者にとって必要不可欠であるという認識に基づき、障がいに対する理解を深め、全ての町民が、平等で互いの存在価値を認め多様な個性を尊重し合う、人に優しく安心して暮らせる美瑛町を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の支援についての基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いを理解し個性を尊重することによって、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障がい」といいます。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。）により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) ろう者 主に手話を言語として用いる聴覚に障がいがある者をいいます。
- (3) 意思疎通手段 手話、筆談、音声認識システム、要約筆記、弱視手話、触手話、指点字、点字、音訳、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の表示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現その他日常生活又は社会生活において障がい者がその障がいの特性に応じて使用する意思疎通の手段をいいます。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、町内で働く者及び町内で学ぶ者をいいます。
- (5) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (6) 合理的配慮 障がい者が日常生活及び社会生活において、障がいがない者と同等の権利を行使することを確保するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいいます。
- (7) 意思疎通支援者 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含みます。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他障がい者の意思疎通の支援等を行う者をいいます。

（基本理念）

第3条 手話言語の理解及び普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的な所産であり、かつ、ろう者が心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできたものであるとの認識をもって行わなければなりません。

2 障がい者が情報を取得し意思疎通手段を選択して利用する機会の確保は、障がいのある人とない人が互いの違いを理解し、その個性と人格を尊重し合うことを基本として行わなければなりません。

3 障がい者が意思疎通手段を利用する権利は、最大限尊重されなければなりません。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の支援に関する施策を推進します。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、地域共生社会の実現に向けて主体的に行動するとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、障がいの特性に応じた意思疎通が行われるよう合理的配慮を提供しなければなりません。

(施策の推進)

第6条 町は、第4条に規定する責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進します。この場合において、町は、障がいのある当事者、意思疎通支援者及びその他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければなりません。

- (1) 手話言語の理解及び普及のための施策
- (2) 意思疎通手段の理解及び普及のための施策
- (3) 意思疎通手段を利用する上で必要な環境の整備に関する施策
- (4) 意思疎通支援者等の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(財政上の措置)

第7条 町は、前条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めます。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行します。